

## 特別養護老人ホームの民間移管に係る運営に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、川崎市特別養護老人ホーム●●の業務移管及び移管後の運営について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、「令和元年度川崎市指定管理特別養護老人ホームの移管先運営法人募集要項」（以下「募集要項」という。）に示す事項について、甲と乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な業務移管を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、特別養護老人ホーム●●の業務移管後の運営にあたり、募集要項に規定する内容を遵守し、積極的に運営内容の向上に努めるものとする。

（遵守事項の履行の確認）

第3条 甲は、前条の遵守事項が確実に行われているかについて確認を行い、乙はこれに協力するものとする。

（用地及び建物の貸与）

第4条 甲は第4条の貸付用地及び建物について、乙との間に、「川崎市財産条例」（昭和39年3月30日条例第9号）及び「川崎市財産規則」（昭和39年4月1日規則第33号）に基づき「公有財産貸付契約（別紙7）」を締結し、これを無償で貸与するものとする。

2 前項の契約の期間は2年とし、甲が期間満了時に実施する施設の実施指導等により適正な運営が行われていることが確認できた場合には建替え及び運営を継続するため、用地の貸付契約の更新ができるものとする。

3 甲は、社会福祉事業の制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約期間内、または期間満了時に契約を更新する際において、契約内容を変更することができるものとする。

（指定用途）

第5条 乙は、前条に規定する貸付用地を「公有財産貸付契約書（別紙7）」の指定用途に従って使用しなければならないが、建替え後についても、甲の承諾を得ないでその用途を変更してはならない。

（建物の老朽化への対応）

第6条 乙は、施設利用者や職員の労働環境の維持改善のため、建物及び建物に附属する工作物、外構等の維持管理を適切に行うものとする。

2 貸付期間中、建物の老朽化等により改築等が必要となった時、仮施設用地の確保等については、甲は乙と協議しながら誠意をもって取り組むこととする。

（原状回復）

第7条 乙は、第6条第2項に定める貸付期間が満了したとき、又は甲が公有財産貸付契約の規定により契約を解除したときは、運営法人の負担において、建物内の物品等を処分し、建物及び工作物を取壊し、貸付用地を更地にし、甲の立会い及び確認を得て、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が建物又は工作物等を取壊すことが適当でないと認める場合は、この限りではない。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(覚書の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この覚書を解除することができるものとする。

(1) 乙が、解散命令を受けたとき、又は特別養護老人ホームをはじめとした、「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」にて決定された業務について取消しがあったとき等、何らかの理由で事業の継続ができなくなった場合。

(2) 乙が、関係法令、条例、規則又はこの覚書の条項に違反し、是正又は改善の見込みがない場合。

2 前項の規定によりこの覚書を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

3 甲又は乙の一方から、この覚書の解除の申し出があり、双方が合意した場合は、この覚書を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川崎市  
川崎市長 ○○ ○○

乙 所在地 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
法人名 ●●  
理事長 ●● ●●